

令和4年度から 国民健康保険税率などが変わります

国民健康保険は、加入者に国民健康保険税を負担していただくことにより、加入者の保険医療費をまかなう相互扶助の制度です。
より持続可能な制度とするため、国民健康保険税率などが変わります。
※令和4年度の国民健康保険税賦課決定通知書は7月中旬に郵送します。

●令和4年度の改正内容

- ・所得割(税率)、均等割額、平等割額が改正されました。
- ・未就学児の軽減制度が創設されました。

○所得割(税率)、均等割額、平等割額、賦課限度額の改正内容

賦課限度額	課税区分	令和3年度	令和4年度	増減
医療保険分	所得割(※1)	6.0%	6.0%	0
	均等割(※2)	25,200円	25,400円	200円
	平等割(※3)	19,200円	22,400円	3,200円
後期高齢者 支援分	所得割	2.1%	2.3%	0.2%
	均等割	8,400円	9,000円	600円
	平等割	7,200円	7,800円	600円
介護保険分 (40歳～64歳)	所得割	1.6%	1.9%	0.3%
	均等割	13,200円	14,400円	1,200円

※1 所得割とは、基準総所得金額(前年中の総所得金額から基礎控除額430,000円を控除したもの)に税率を掛けた金額です。

※2 均等割とは、加入者一人一人にかかる金額です。

※3 平等割とは、世帯ごとにかかる金額です。

○未就学児の軽減制度が創設されました

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児(小学校入学前の子ども)にかかる均等割額の2分の1を減額します。すでに、所得による均等割の軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額の2分の1を減額します。

未就学児1人に係る均等割額(年度額)

世帯所得による軽減割合	均等割額	
	法定軽減後	減額後
7割軽減世帯	10,320円	5,160円
5割軽減世帯	17,200円	8,600円
2割軽減世帯	27,520円	13,760円

※軽減なし世帯は均等割額34,400円が17,200円となります。



8月から「うぐいす色」に！ 新しい国民健康保険被保険者証

を送付します

●新しい保険証の概要

8月1日(月)より、保険証が藤色からうぐいす色に変わります。8月以降、医療機関などで受診する時には必ず新しい保険証を提示してください。保険証は7月下旬に世帯主あてに郵送します。

有効期限は、原則、令和5年7月31日ですが、次の条件の人は期限が異なります。

①令和5年7月31日までに70歳を迎える場合は、70歳の誕生月の月末が有効期限となります(1日が誕生日の人は前月末)。

↓70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に切り替わります。新しい保険証は、切り替わる前月末に送付します。

②令和5年7月31日までに後期高齢者医療保険に移行した場合は、75歳を迎える誕生日の前日が有効期限となります。

↓有効期限前に、後期高齢者医療から保険証が送付されます。

③外国籍の人は、更新日と在留期限終了日を比べて早い方の日付が有効期限になります。

↓在留期限延長後に保険証を送付します。

●新旧保険証の取り扱い

新しい保険証が届いたら、氏名・生年月日・有効期限などを確認し、台紙からはがしてお使いください。古い保険証は、8月1日(月)以降、個人情報情報が漏れないように破棄してください。

●健康保険が変わったときは手続きを

退職などによる国保加入時や、職場の健康保険加入などによる国保脱退時は、国保年金課への届出が必要です。※会社が国保の加入・脱退の届出をすることはありません。

届け出先/国保年金課(伊豆長岡庁舎)

持ち物/

【国保に加入するとき】

健康保険等脱退連絡票(勤務先で入手)

【国保を脱退するとき】

健康保険等加入連絡票(勤務先で入手、新しい健康保険証でも可)、国民健康保険被保険者証

【加入・脱退時共通】

窓口に来る人のマイナンバーカード、本人確認書類(運転免許証など)

●マイナンバーカードが保険証として利用できます

一部の医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。保険証として利用を開始している医療機関・薬局は、厚生労働省のHPで公開しています。※保険証でも今までどおり受診できます。※国保への加入や脱退などに関する市役所への届出は、引き続き必要です。



▲厚生労働省 HP

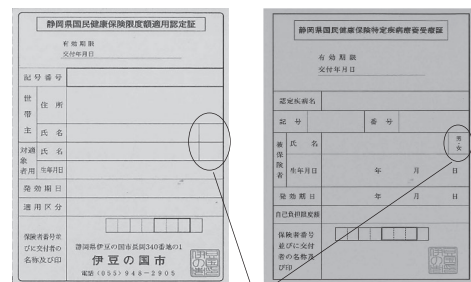
○初回登録が必要です

保険証として利用するためには、初回登録が必要です。登録は、マイナポータルやセブン銀行のATMなどでできます。

静岡県国民健康保険

「限度額適用認定証」、「特定疾病療養受療証」の性別欄が削除されます

8月1日(月)以降に交付される「静岡県国民健康保険限度額適用認定証」、「静岡県国民健康保険特定疾病療養受療証」の性別欄が削除されます。



▲性別欄が削除されます

マイナンバーに関する問い合わせ



▲マイナンバーカード申請方法



▲マイナンバーカードを保険証として利用するには

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

受付時間/平日 9時30分～20時
土日祝 9時30分～17時30分

○マイナポイントが最大
20,000円分もらえます！
マイナポイントの新規申し込み、健康保険証としての利用申し込み、公金受取口座の登録の3つの手続きで、マイナポイントが最大20,000円分もらえます。
【マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限】
令和4年9月末
令和5年2月末